

2015年1月28日

熱帯林行動ネットワーク
事務局長 原田 公様

日本製紙株式会社
CSR本部 広報室長



前略

日本製紙株式会社の社長宛に頂戴しました、2014年12月22日付の貴書簡の内容につきまして、状況を確認いたしましたので、弊社の見解を下記し、返信とさせていただきます。

草々

記

弊社、ならびに弊社子会社の South East Fibre Exports 社(SEFE 社)がオーストラリア・ニューサウスウェールズ州(NSW 州)で行っている木材調達に対するご懸念につきまして、過去におけるご質問へのご回答と重複いたしますが、生物多様性の保全を含む持続可能な森林経営を求める弊社の調達方針に照らし合わせ、製紙用チップとして使用することは問題がない原材料と判断しております。以下にその理由を記載いたします。

1. 日本製紙の「原材料調達に関する理念と基本方針」と森林認証制度について

弊社の「原材料調達に関する理念と基本方針」で重要なポイントとなっている「持続可能な森林経営が行われている森林からの木質資源調達」につきましては、生物多様性保全を含む持続可能な森林経営か否かを判断する上で、ひとつのツールとして FSC (Forest Stewardship Council) や PEFC (Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes) などの森林認証制度を活用しております。NSW 州有林は、2006 年に PEFC と相互承認されている AFS (Australian Forestry Standard) の森林認証を取得済みで、第三者機関の審査によって持続可能な森林経営が行われていることが認証されています。したがって、NSW 州有林由来の木材チップにつきましては、森林認証制度 (AFS) を取得し継続している事実を持って、弊社グループが「原材料調達に関する理念と基本方針」において求める水準に達していると判断しております。

2. 伐採施業の承認について

NSW 州有林での伐採計画は NSW 林業公社 (Forestry Corporation of NSW=FCNSW)、すなわち NSW 州政府が計画と管理の責任者であり、環境保護局 (Environmental Protection Authority = EPA) の認可を受ける必要があります。EPA は、全ての天然林における施業が森林施業のルール、ガイドラインを定めた統合林業実施合意 (Integrated Forestry Operations Approval=IFOA) などの法令・規制に基づき行われているかを監視する責任を負っています。したがって、森林管理・施業に関する責任は NSW 州有林に帰するもので、SEFE 社が天然林施業について独自に判断、ならびに実行するものではありません。

3. 野生動物の保護について

連邦法である環境・生物多様性保護法 (Environment Protection and Biodiversity Conservation Act = EPBC 法) から地域森林協定 (Regional Forest Agreement = RFA) の対象地域が除外されているのは事実ですが、NSW 州で林業活動を営む上で遵守すべき州が定める法律や手続きとして、IFOA や絶滅危惧種保全法 (Threatened Species Conservation Act 1995 = TSC 法) があり、それらを通じてコアラの保護も含めた環境保護が要求されています。また、実際の伐採現場でも伐採計画を認可する EPA が計画どおり伐採作業が行われているか現場監査を行っています。

ウォンバットにつきましては、2014年6月から8月にかけて NSW 州有林でウォンバットの巣穴に関するやり取りがあったとの情報が EPA のサイトにアップデートされていますが、嫌疑をかけられた業者は SEFE 社が雇った業者ではありませんし、ウォンバットが生き埋めになったという事実も確認されていません。

SEFE 社では関連法令が遵守された原材料を調達しています。また、NSW 州有林の要請に基づき SEFE 社近郊の国立公園などにおける希少動物を含む野生動物の生息状況の把握調査に協力するなど、地域との共生に努めています。

なお、EPA が IFOA を見直し中であることは事実ですが、現在の木材供給の維持と環境保護を両立させ、地域ごとに複数存在する IFOA の一本化を図るため、幅広いステークホルダーに意見を聞くなど、民主的なプロセスに基づいて見直しが進められていると認識しております。また、より効果的なものとなることを期待しております。

以上から、SEFE 社は森林認証 (AFS) を取得している NSW 州有林の木材を調達し、各種法令を尊重した調達活動を行っています。よって、弊社の調達方針に照らし合わせ、購入において問題ない原材料であると判断しております。

本件のお問い合わせに関するご返答は、以上とさせていただきます。

以上